

墨田区消費者ニュース

平成31年2月発行 第147号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



消費生活とプラスチックゴミ問題

最近、プラスチック製ストローの使用抑制が話題になっています。また、私たちは、日々の消費生活の中で、レジ袋、ペットボトル容器、スプーンなどプラスチック製品を多く使用しています。

★ 何が問題なのでしょう？

- ・プラスチックは、限りある資源の石油を原料としています。
- ・プラスチックだけでなくゴミを燃やすことで、地球温暖化の要因の一つである二酸化炭素（CO₂）が発生し、気候に影響を与えます。
- ・回収されず川や海に流れたプラスチックが粉々になり（マイクロプラスチック）化学的有毒物を付着させ、魚などがそれを食べ、その魚を人が食べるという悪循環を生みます。



★ では、どうすればよいのでしょうか？

- ・出来るだけ使い捨てのプラスチック製品は使わないようにしましょう。（ただし、障がい者などプラスチック製品を必要としている人への配慮は必要です。）
- ・自治体のルールに従い、分別をしてゴミを出しましょう。（墨田区では、ペットボトルは「資源」、他は「可燃ゴミ」です。ただし、粗大ゴミは別です。）



未来の子どもたちのために、環境にやさしい消費生活を心がけましょう！

消費者講座

知って得する葬儀・お墓・遺言の知識

時 期 3月12日(火)午後2時～3時半
会 場 すみだ女性センター
対 象 区内在住・在勤・在学者
申 込 2月22日(金)午前9時から
電 話 5608-1516まで

講師



日本葬祭アカデミー
代表 二村祐輔(ふたむらゆうすけ)氏

引越しの契約ルールが変更

～ 解約・延期手数料が高くなりました ～

【相談事例】

1か月前に、引越し業者に来てもらい、引越し料金の見積りを取った。費用は総額で20万円だったので納得し、その場で契約書を書いた。新居の工事が遅れたので、引越し予定日の前日にキャンセルを申し出たら、解約料として見積額の30%を請求された。サービスの提供も受けていないのに、6万円も払う必要があるのか。

【アドバイス】

就職や進学、転勤に伴って、例年3月から4月にかけて引越しサービスを利用する人が多くなります。消費者と事業者の間のトラブルを防ぐためのルールとして、国土交通省告示の標準引越運送約款が定められています。ドライバーや作業員不足等の課題に対応するため、平成30年6月1日より消費者側の都合による解約・延期手数料について改正され、解約料が高くなりました。

事例の場合、運送約款で「引越し前日のキャンセルは、見積料金の30%」と定められているため、サービスの提供がなくても解約料として6万円支払う必要があります。

〈標準引越運送約款〉 改正前は引越し前々日まで、解約料・延期手数料が無料でしたが、それぞれ次のように変更されました。

	改正前	改正後
当日	運賃の20%以内	運賃及び料金の50%以内
前日	運賃の10%以内	運賃及び料金の30%以内
前々日	—	運賃及び料金の20%以内

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

